

外国証券取引口座約款の規定方式の変更について

平成17年2月15日
株式会社東京証券取引所

1. 趣旨

外国証券取引口座約款については、現在、当取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会において、すべての取引参加者及び協会員に適用される「統一約款」として当該約款そのものを規則の一部として定めています。

しかしながら、昨今の証券諸制度の改正や商品の多様化等に伴い約款の規定内容と実務との乖離が生じている、あるいは統一約款という特性から内容が画一的・硬直的となりがちであるなどの指摘があることから、日本証券業協会においては、「外国証券取引口座約款のモデル化に関する検討部会」での検討を経て、各社における実情に合わせた創意工夫や機動的な対応を可能とするため、外国証券取引口座約款を参考様式化するための制度改正を行う方針が打ち出されています。

こうしたことから、当取引所においては、これに対応するため、外国証券取引口座約款の規定方式を変更することとします。

2. 概要

- ・ 取引参加者が外国証券取引口座を設定する場合にあらかじめ顧客に交付する約款について、現在の当取引所が約款を定める方式から、取引参加者が約款を定める方式に変更します。
- ・ 現行の当取引所が定める約款の規定のうち当取引所の市場における外国証券の売買及び保管等に関連するものについては、これを受託契約準則において定めることとします。あわせて、当該規定のうち顧客の権利・義務に関し特に重要なものについては、取引参加者が定める約款にも記載することを義務付けることとします。
- ・ その他、所要の改正を行います。

3. 施行日

- ・ 平成17年4月1日から施行します。なお、施行後一定期間においては、現行の外国証券取引口座約款の利用が継続できるよう、必要に応じて経過措置を設けます。

以上